

令和2年度和歌山県一般会計補正予算

令和2年度和歌山県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36,881,086千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ688,037,919千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為の補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債の補正」による。

令和2年9月9日提出

和歌山県知事 仁坂吉伸

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		千円 171,337,368	千円 480,995	千円 171,818,363
	1 地方交付税	171,337,368	480,995	171,818,363
7 分担金及び負担金		995,959	40,787	1,036,746
	2 負担金	958,835	40,787	999,622
9 国庫支出金		129,386,000	22,654,262	152,040,262
	1 国庫負担金	36,910,450	700,739	37,611,189
	2 国庫補助金	91,214,384	21,953,523	113,167,907
11 寄附金		65,935	50,000	115,935
	1 寄附金	65,935	50,000	115,935
12 繰入金		11,827,187	50,000	11,877,187
	2 基金繰入金	11,495,140	50,000	11,545,140
14 諸収入		84,113,229	8,241,442	92,354,671
	3 貸付金元利収入	78,109,678	8,113,000	86,222,678
	6 雑収入	2,574,247	128,442	2,702,689
15 県債		92,555,100	5,363,600	97,918,700
	1 県債	92,555,100	5,363,600	97,918,700
歳入合計		651,156,833	36,881,086	688,037,919

注：補正前の額は、令和2年9月定例会開会時における現計予算に議案第114号による補正額を加えたもの。

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		千円 1,293,302	千円 △9,768	千円 1,283,534
	1 議 会 費	1,293,302	△9,768	1,283,534
2 総 務 費		30,782,665	464,818	31,247,483
	1 総 務 管 理 費	13,133,970	114,568	13,248,538
	2 企 画 費	6,701,077	64,850	6,765,927
	3 徴 税 費	3,944,302	270,000	4,214,302
	6 防 災 費	4,341,310	15,400	4,356,710
3 民 生 費		86,567,624	8,428,280	94,995,904
	1 社 会 福 祉 費	65,604,437	8,428,280	74,032,717
4 衛 生 費		31,391,539	5,277,694	36,669,233
	1 公 衆 衛 生 費	17,008,913	5,213,585	22,222,498
	4 医 薬 費	10,518,246	64,109	10,582,355
5 労 働 費		1,618,740	21,839	1,640,579
	1 労 政 費	690,991	2,298	693,289
	2 職 業 訓 練 費	831,666	19,541	851,207
6 農 林 水 産 業 費		27,170,141	81,873	27,252,014
	1 農 業 費	6,424,789	13,950	6,438,739
	3 農 地 費	6,698,834	14,000	6,712,834
	5 水 産 業 費	3,939,540	40,220	3,979,760
	6 試 験 研 究 費	2,288,402	13,703	2,302,105
7 商 工 費		100,819,797	9,773,000	110,592,797
	1 商 業 費	92,785,551	9,713,000	102,498,551
	2 工 鉱 業 費	5,664,141	60,000	5,724,141
8 土 木 費		92,239,544	12,676,254	104,915,798
	2 道 路 橋 り よ う 費	50,851,326	11,344,878	62,196,204
	3 河 川 海 岸 費	23,540,813	989,410	24,530,223
	4 港 湾 費	7,344,993	285,466	7,630,459
	5 都 市 計 画 費	4,414,141	56,500	4,470,641

款	項	補正前の額	補正額	計
9 警察費		千円 28,952,579	千円 165,089	千円 29,117,668
	1 警察管理費	25,296,713	53,802	25,350,515
	2 警察活動費	3,655,866	111,287	3,767,153
10 教育費		121,482,674	2,007	121,484,681
	6 社会教育費	2,468,240	2,007	2,470,247
歳出合計		651,156,833	36,881,086	688,037,919

注：補正前の額は、令和2年9月定例会開会時における現計予算に議案第114号による補正額を加えたもの。

第2表 債務負担行為の補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
1 令和2年度相談センター体育館改修	自 令和2年度 至 令和3年度 (2年)	千円 150,039
2 令和2年度アフターコロナ実用開発実証推進	令和3年度 (1年)	40,000

第3表 地方債の補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
相談センター体育 施設整備	千円 3,000	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 令和2年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
かき・もも研究所 運営	5,200	以下同上	以下同上	以下同上
災害緊急がけ崩れ 対策	14,700			

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 港 湾 事 業	千円 1,950,500	(1)借 入 先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 令和2年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
公 共 海 岸 事 業	1,210,500	以下同上	以下同上	以下同上
公 共 災 害 関 連 事 業	3,746,200			
公 共 治 水 事 業	2,448,700			
公 共 都 市 計 画 事 業	570,000			
公 共 道 路 事 業	16,030,000			
防 災 ・ 減 災 ・ 国 土 強 靱 化 緊 急 対 策 事 業	10,133,200			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 2,085,100	<p>(1)借 入 先 政府、銀行又はその他</p> <p>(2)借入時期 令和2年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又は債券発行</p>	<p>% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。</p> <p>ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。</p>
1,349,700	以下同上	以下同上	以下同上
3,817,500			
2,406,600			
581,600			
18,360,900			
12,616,900			

起債の目的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
防 災 対 策 事 業	千円 355,400	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 令和2年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業	594,300	以下同上	以下同上	以下同上
行 政 改 革 推 進	5,200,000			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 564,500	<p>(1)借 入 先 政府、銀行又はその他</p> <p>(2)借入時期 令和2年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又は債券発行</p>	<p>%</p> <p>5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。</p> <p>ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。</p>
599,500	以下同上	以下同上	以下同上
5,197,200			